

環境法政策レポート



CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2014年9月25日から2014年10月26日までに公布された主な環境法令	…3
	2014年9月25日から2014年10月26日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	…3
	2014年9月25日から2014年10月26日までの主な行政情報	… 3
	2014年9月25日から2014年10月26日までの主な裁判情報	… 7
	2014年9月25日から2014年10月26日までの主なニュース	… 7

「環境法政策を読む」自動車リサイクル制度見直し 1

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG

中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会

第33回合同会議

自動車リサイクル制度の見直しの時期を迎え、制度のあり方についての検討が開始されている。平成26年12月まで4回のヒアリングが予定されており、10月2日にヒアリング第1回がおこなわれた。制度見直しに向けての検討の観点として次の3つが挙げられており、ヒアリングについては、その対象ごとにヒアリングのポイントが示されている。

- ① 自動車における3Rの推進・質の向上
- ② 自動車リサイクル制度の安定的かつ効率的な運用
- ③ 今後の自動車リサイクル制度のあるべき姿

□ ヒアリングの予定

	ヒアリング対象	ヒアリングのポイント
第1回 10/2	引取業者・流通業者 ・(一社)日本自動車販売協会連合会 ・(一社)全国軽自動車協会連合会 ・(一社)日本中古自動車販売協会連合会 ・(一社)日本オートオークション協議会	○ユーザーへの情報提供(自動車リサイクル制度の説明/使用済自動車の判別(「使用済自動車判別ガイドライン」の活用状況)等) ○引渡時・オークション取引時のリサイクル料金の扱い
第2回 11/11	自動車製造業者等 ・(一社)日本自動車工業会 ・日本自動車輸入組合	○環境配慮設計の取組 ○使用部品、原材料等の情報提供 ○新素材、新技術その他の逆有償化の要因となり得る物への対応

「環境法政策を読む」自動車リサイクル制度見直し 1

		<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルに要する費用の推移及び低減に向けた取組 ○ASR の安定的・効率的な処理(ASR リサイクルの詳細(欧州制度との比較、リサイクル率の内訳等))
第3回 11/25	関連事業者等 ・(一社)日本 ELV リサイクル機構 ・(一社)日本鉄リサイクル工業会 引取業者 ・(一社)日本自動車整備振興会連合会	関連事業者等 <ul style="list-style-type: none"> ○3R の推進・質の向上に向けた取組(レアメタル等の有用物の回収等) ○逆有償化の要因都なり得る物(解体・破砕業者では処理が困難な物への対応) ○知識及び能力向上に係る取組 ○特定再資源化等物品以外の物品のリユース・リサイクルの状況 引取業者(第1回と同内容に加え) <ul style="list-style-type: none"> ○リユース部品の利用の促進に向けた取組
第4回	地方公共団体 ・調整中 指定法人 ・(公財)自動車リサイクル促進センター	地方公共団体 <ul style="list-style-type: none"> ○不適正な事例への対処(使用済自動車の判別(「使用済自動車判別ガイドライン」の活用状況/無許可業者や不適正解体・破砕への対処等)) 指定法人 <ul style="list-style-type: none"> ○運営の効率化の取組 ○運営のチェック体制 ○資金管理料金及び情報管理料金の収支の状況並びに特定再資源化預託金等の発生状況

【第1回ヒアリングにおける主な意見】

- 「使用済自動車の判断基準については、会員毎に独自の基準があり、自販連はその基準の参考となる資料等の展開を行っている。」とあるが、「判別ガイドライン」はどの程度役立っているのか？
 ⇒一律に切り分けられない、一物一価。各社に基準があり、具体的に把握はしていない。
 ⇒一定の基準を示すことはできている。検討すべき課題を明らかにし、提供すべき情報を明確にする。
- 引取価格の透明性が重要であるが、あいまいである。
 ⇒各社からデータを得ているが、そのまま公開することはできない。

■ 事業者における留意点

ヒアリングポイントごとに、本制度が自動車リサイクルの促進・質の向上にどのような成果があったのかあるいは課題がどこにあるのか具体的に探る検討が開始された。事業者は、より質の高いリサイクルを実現するために、制度においてどのような役割を求められるのか、議論の方向を注視していく必要がある。